明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であって、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの　手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万千七百円とを合算した金額を減じた金額

三　前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式　同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場合には、その合計額）を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百円を加えた金額

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条　手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二のとおりとする。ただし、法第百三条第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であって、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に定める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとする。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条　手数料令別表第四第五号ロ(2)の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、空気分離器とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一　タクシーメーター	1　耐久性能に係る試験	四万八千三百円
	2　耐振動性に係る試験	六万二千円
	3　温度の影響に係る試験	十二万六千二百円
	4　放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
	5　4に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	四万千六百円
	6　ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	八万二千七百円
	7　1から6までに掲げる試験以外の試験	十四万二百円
中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十五万三千百円とする。		

二　別表第一の二に掲げる特定計量器の型式であって、特定計量器検定検査規則第十七条に規定する構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの　同表に掲げる金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万千七百円を合計した金額を減じた金額

［新設］

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条　手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二のとおりとする。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三条第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であって、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に定める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとする。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条　手数料令別表第四第五号ハ(2)の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、空気分離器とする。

二　非自動はかり		
イ　ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験	五万五千四百円
	2　温湿度の影響に係る試験	十七万五千四百円
	3　一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	十三万四千円
	4　スパン安定性に係る試験	十四万四千三百円
	5　放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
	6　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円
	7　サージイミュニティ試験	三万八千六百円
	8　5から7までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	七万五千五百円
	9　ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	八万二千七百円
中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十一万六千七百円とする。		
中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十二万七千百円とする。		
ロ　ひょう量が二トンを超えるもの	1　アナログロードセルの性能に係る試験	三十四万千八百円
	2　デジタルロードセルの性能に係る試験	五十六万九千二百円
	3　指示計及びアナログデータ処理装置の性能に係る試験	四十二万九千三百円
	4　ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験	二十万二千八百円
三　体積計		
イ　水道メーター又は温水メーター		
(1)　表示機構が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験	十五万八千六百円
	2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
	3　サージイミュニティ試験	三万八千六百円
	4　2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十一万四千四百円
	5　1から4までに掲げる試験以外の試験	八万五千七百円
中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十八万五千三百円とする。		
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十五万五千三百円
	2　1に掲げる試験以外の試験	八万二千五百円